

会 員 規 則

(本規則の目的)

第1条 本規則は、一般社団法人中小建築工事業協会（以下、「当法人」という。）の定款第6条及び第8条に基づき、当法人への入退会、会費等の取り扱いに関する事項を定める。

(会員の種別)

第2条 当法人の会員の種別は次のとおりとする。

- (1) 第一種正会員 住宅建築を行う法人または個人で当法人の目的に賛同する者のうち、第3条1項に定める者
 - (2) 第二種正会員 住宅建築を行う法人または個人で当法人の目的に賛同する者
 - (3) 賛助会員 当法人の目的並びに事業を賛助する者
- 2 前項第1号の第一種正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第3条 千葉県中小建築工事業協会または茨城県中小建築工事業協会の会長に就任した者またはその者が帰属する法人、および当法人の理事または監事に就任した者またはその者が帰属する法人は、その就任時に前条第1号の第一種正会員として入会したものとする。

2 法人成立後に会員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得なければならない。

3 前項の承認を得た者は、当法人への入会と同時に、その住所地または本店・主たる事務所が千葉県内にあるときは「千葉県中小建築工事業協会」に、茨城県内にあるときは「茨城県中小建築工事業協会」に入会したものとする。

(第一種正会員)

第4条 第一種正会員は、法人法上の社員として、通常年1回開催する総会に出席し、定款に定める事項の議決に加わる権利を有する。

2 第一種正会員は、法人法上の社員として、その氏名（団体又は法人の場合は名称）及び住所が名簿に登録され、情報開示の対象となることを予め承諾するものとする。

3 総会における第一種正会員の議決権は、個人・団体の別、年会費納入口数によらず、1人（団体・社）1議決権とする。

(第二種正会員)

第5条 第二種正会員、賛助会員は、前条に定める権利及び義務を有しないものとする。

(入会金及び会費)

第6条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 年度途中に入会した場合は、年会費は月割りで支払うものとする。

3 既に納められた入会金及び年会費は返納しないものとする。

(入会の許可)

第7条 当法人の会員になろうとする者は、本会員規約に従うことを承諾のうえ、入会を申請するものとする。

2 入会申請は、別途定める入会申込書に必要事項を記入し提出するものとする。

3 当法人は、入会申請があったときは、入会審査を行い、申請者に対してその結果を通知するものし、入会を承認された者は1ヶ月以内に入会金及び年会費を納めなければならないものとする。

4 申請者が以下のいずれかに該当する場合は、その入会を承認しないものとする。

(1) 第2条第1項に定める会員種別のいずれにも該当しないとき

(2) 入会申請書に事実と異なる内容があるとき

(3) 本会員規約への同意の事実を確認出来ないとき

(4) 当法人の趣旨に反する活動を行っている個人又は団体からの申請であるとき

(退会)

第8条 会員は、定款第8条第1項に定める手続に従い退会することができる。

2 退会しようとする会員は、退会の30日前までに、別途定める書式にて退会届出書を作成し、これを理事会に提出しなければならない。

3 会員が死亡したときは、当法人から退会したものとみなす。この場合は、前項の退会届出書の提出を要しないものとする。

(除名)

第9条 当法人は、会員が次のいずれかに該当する場合は、当該会員を除名することができる。

(1) 当法人の定款又は規則に違反したとき

(2) 他の会員の名誉、信用、プライバシー権、著作権等、その他の権利を侵害したとき

(3) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(4) その他、当法人が会員として不適切と判断したとき

(会員たる資格の喪失)

第10条 会員は、総会決議により除名されたときは、代表理事が、かかる除名の決定を当該会員に対して書面をもって通知したときに会員たる資格を喪失する。

(会員資格喪失後の権利及び義務)

第11条 退会又は除名により会員たる資格を喪失した者は、会員たる資格に基づき当法人より付与又は許諾された一切の権利を喪失する。

第12条 本規則の改正は理事会の決議による。